

第3回 定期 総会 議事録

1、日 時

令和5年3月6日(月)

2、場 所

中津市役所 4階 研修室

3、出席委員

1 番橋本(省)委員、2 番坪根委員、3 番高倉委員、4 番白木原委員、5 番奥委員、6 番田畑委員、7 番多村委員、8 番中原委員、9 番石川委員、1 1 番松田委員、1 2 番百留委員、1 3 番玉麻委員、1 4 番梶原委員、1 5 番村上委員、最適化推進委員 1 5 名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、村本、岡崎、尾家、加藤、岩渕、高橋、北村、墓、苅北、)

4、欠席委員

1 0 番田上委員、最適化推進委員(武信推進委員、浦野推進委員、北山推進委員、鷹崎推進委員、井上推進委員、江島推進委員、新谷推進委員)

5、事務局

用松局長、井倉次長、桑島次長、井上

6、議 題

別紙議案書のとおり。

7、開 会

午前9時30分 開会を宣する。

8、署名委員

7 番多村委員、1 1 番松田委員

用松局長

それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。農業委員会に関する法律第20条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。

議 長  
(中原会長)

それでは、只今より令和5年第3回定期総会を開催致します。  
議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

議 長

それでは、議事録署名委員を7番多村委員、11番松田委員にお願いします。よろしく申し上げます。

議案審議

議第1号

議 長

農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について

議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について事務局から1番の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長	<p>それでは、1番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。</p>
6番（田畑）	<p>（1番の申請地の場所について説明）</p> <p>1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定するとのことでございます。</p>
議 長	<p>ただいま、1番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。</p> <p>それでは2番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井倉）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、2番について、調査の報告を松田委員にお願いします。</p>
11番（松田）	<p>（2番の申請地の場所について説明）</p> <p>2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定するとのことでございます。</p>
議 長	<p>ただいま、2番について、調査の報告が松田委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。</p> <p>それでは3番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井倉）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、3番について、調査の報告を玉麻委員にお願いします。</p> <p>（3番の申請地の場所について説明）</p>

1 3 番 (玉麻)	3 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定することとさせていただきます。
議 長	ただいま、3 番について、調査の報告が玉麻委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3 番について当委員会は承認と致します。 4 番の審議に入る前に臺推進委員が会議規則第 1 0 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	臺委員、退室。
議 長	それでは 4 番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、4 番について、調査の報告を百留委員にお願いします。
1 2 番 (百留)	(4 番の申請地の場所について説明) 4 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定することとさせていただきます。
議 長	ただいま、4 番について、調査の報告が百留委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4 番について当委員会は承認と致します。 臺推進委員は入室してください。
	臺推進委員、着席。
議 長	それでは 5 番について事務局より説明をお願いします。

事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、5番から6番について、調査の報告を梶原委員にお願いします。
14番（梶原）	（5番の申請地の場所について説明）
	5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定するとのことでございます。
	（6番の申請地の場所について説明）
	6番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が3条申請をするとのことでございます。
議 長	ただいま、6番について、梶原委員から調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は承認と致します。
議案審議	農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について
議第2号	議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、審議に入る前に江島推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触
議 長	しますので、一時退室をお願いします。
	江島推進委員、退室。
	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	議第2号農地所有適格法人について事務局の報告のとおりですが、質疑はありませんか。

全委員	(異議なし)
議長	<p>ご異議ありませんので、議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、適当とし、承認と致します。</p> <p>江島推進委員は入室してください。</p> <p>江島推進委員、着席。</p>
議案審議 議第3号 議長	<p>農用地利用集積計画(案)について</p> <p>議第3号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、私と石川委員と苅北推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席します。坪根委員、よろしくお願ひします。</p> <p>中原委員、坪根委員、石川委員、苅北推進委員、退室</p>
12番(百留)	<p>中原会長が議事参与ということで、代わって議長を務めさせていただきます。それでは、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
農政振興課 (田中)	(農政振興課 担当 説明)
議長代理(百留)	<p>ただいま、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
議長代理(百留)	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。</p> <p>中原委員、坪根委員、石川委員、苅北推進委員、入室してください。</p> <p>中原委員、坪根委員、石川委員、苅北推進委員、着席。</p>
議長	<p>それでは、議第2号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
農政振興課 (田中)	(農政振興課 担当 説明)

議 長	ただいま、農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認といたします。
議案審議 議第4号 議 長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	橋本委員、退室
議 長	それでは、1番より議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を廣津推進委員をお願いします。
廣津推進委員	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が廣津推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。
	橋本委員、着席

議 長	<p>2番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>黒土推進委員、退室。</p>
議 長	<p>それでは、2番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井倉）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、2番について、調査の報告を白木原委員をお願いします。</p>
4番（白木原）	<p>（2番の申請地の場所について説明）</p> <p>2番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。</p>
議 長	<p>ただいま、2番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。</p> <p>黒土推進委員は入室してください。</p> <p>黒土推進委員、着席。</p>
議 長	<p>それでは、3番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井倉）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、3番について、調査の報告を奥委員をお願いします。</p>
5番（奥）	<p>（3番の申請地の場所について説明）</p> <p>3番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。</p>
議 長	<p>ただいま、3番について、奥委員より調査の報告がありましたが、異議</p>

	<p>はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 それでは、4番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (井倉)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、4番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。</p>
6番 (田畑)	<p>(4番の申請地の場所について説明) 4番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。</p>
議 長	<p>ただいま、4番について、田畑委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 5番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p>
	<p>橋本委員、退室。</p>
議 長	<p>それでは、5番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (井倉)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、5番について、調査の報告を多村委員にお願いします。</p>
7番 (多村)	<p>(5番の申請地の場所について説明) 5番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。</p>



議 長	ただいま、5番について、多村委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。
	橋本委員、着席。
議 長	それでは、6番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、6番について、調査の報告を岩渕推進委員をお願いします。
岩渕推進委員	(6番の申請地の場所について説明) 6番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議 長	ただいま、6番について、岩渕推進委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。 それでは、7番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、7番について、調査の報告を高橋推進委員をお願いします。
高橋推進委員	(7番の申請地の場所について説明) 7番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。

議 長	ただいま、7番について、高橋推進委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。 それでは、8番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、8番について、調査の報告を百留委員にお願いします。
1 2 番 (百留)	(8番の申請地の場所について説明) 8番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議 長	ただいま、8番について、百留委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第5号 議 長	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。  橋本委員、退室。
議 長	それでは、1番より議案の説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	1番について現地調査の報告を村本推進委員にお願いします。

村本推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 1番について報告します。転用目的は農地造成です。ご審議よろしくお 願いします。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はござい ませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は、入室してください。  橋本委員、着席。
議 長	それでは、2番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	2番について現地調査の報告を多村委員をお願いします。
7番 (多村)	(2番の申請地の場所について説明) 2番について報告します。転用目的は貸資材置場用地です。ご審議よろ しくお願いします。
議 長	ただいま、2番について、調査の報告が多村委員よりありましたが、異 議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	3番について現地調査の報告を石川委員をお願いします。
9番 (石川)	(3番の申請地の場所について説明) 3番について報告します。転用目的は貸駐車場用地です。雨水排水は自

議 長	然浸透させ、オーバーフロー分は道路側溝に放流します。ご審議よろしく お願いします。
全委員	ただいま、3番について、調査の報告が石川委員よりありましたが、異 議はございませんか。
議 長	(異議なし)
	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。
議案審議	
議第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件につい て、1番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制 限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	橋本委員、退室
議 長	1番より議案の説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議 長	それでは、1番について調査の報告を廣津推進委員をお願いします。
廣津推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 1番について報告します。転用目的は宅地敷地拡張用地です。雨水排水 は自然浸透させ、オーバーフロー分は道路側溝に放流します。ご審議よろ しくお願いします。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が廣津推進委員よりありましたが、異 議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。
	橋本委員、着席

議 長	それでは、2番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、2番について調査の報告を坪根委員をお願いします。
2番（坪根）	（2番の申請地の場所について説明） 2番について報告します。転用目的は宅地分譲用地（1画）です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に道路側溝に放流します。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、2番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、3番から4番について、調査の報告を白木原委員をお願いします。
4番（白木原）	（3番の申請地の場所について説明） 3番について報告します。転用目的は、貸資材置場用地です。雨水排水は地下浸透です。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま  （4番の申請地の場所について説明） 4番について報告します。転用目的は、建築条件付宅地分譲用地（4区画）です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に水路に放流します。周囲の農地の同意は得ています。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、3番から4番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番から4番について当委員会は許可と致します。それでは、5番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、5番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。
村本推進委員	(5番の申請地の場所について説明) 5番について、報告します。転用目的は、宅地分譲用地(9区画)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に市道側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、5番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。それでは、6番から8番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、6番から8番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。
6番 (田畑)	(6番の申請地の場所について説明) 6番について報告します。転用目的は、貸資材置場用地です。  (7番の申請地の場所について説明) 7番について報告します。転用目的は、貸流通倉庫及び事務所用地です。雨水排水は水路に放流します。  (8番の申請地の場所について説明) 8番について報告します。転用目的は、進入路及び駐車場用地です。ご

	審議よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、6番から8番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番から8番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第7号	非農地証明について
議 長	議第7号の非農地証明願に関する件について、1番2番より議案の説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議 長	ただいま非農地証明願に関する件について、事務局より説明がありましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議はございませんので、1番2番について当委員会は承認と致します。
	3番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	橋本委員、退席
議 長	それでは、事務局より3番の説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
	ただいま非農地証明願に関する件について、事務局より説明がありましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)

<p>議 長</p>	<p>異議はございませんので、1番2番について当委員会は承認と致します。</p>
<p>議案審議 議第8号 議 長</p>	<p>その他について 議題8号その他について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>用松局長</p>	<p>(別紙議案のとおり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議題2号、農地所有適格法人について当委員会は承認といたします。</p> <p>議題3号、農地利用集積計画(案)について当委員会は承認といたします。</p> <p>議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題5号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。</p> <p>議第6号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第7号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第3回定期総会を閉会いたします。</p>